

令和8年度

見附市起業創業支援事業補助金

【募集要項】

【募集期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年5月13日（水）

【問合せ】

見附市地域経済課商工労働係

住 所：〒954-8686

見附市昭和町2丁目1番1号

電 話：0258-62-1700（内線231）

受付時間：8：30～17：15／月～金曜日（祝日除く）

※申請前に、見附市地域経済課へご相談ください。

見附市地域経済課

1. 事業の目的

「起業創業支援事業補助金」は、市内で新たに創業する者に対し、新規創業に要する経費に対して補助金を交付する事業で、市内での創業を促進し、市の産業の活性化を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

この補助金の対象者は、以下の（１）～（３）の要件を満たす者であることが必要です。

- （１）市内に事業所等を設けて、次に掲げるいずれかに該当し、創業する個人または法人
 - ①事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること
 - ②すでに営んでいる事業を継続した状態で、既存事業とは異なる業種の事業を開始すること
- （２）補助金の交付を申請する時点で、事業を開始していない個人・法人
ただし、前回の募集期間以降（令和7年5月9日以降）に事業を開始した個人・法人を含む
- （３）暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと

3. 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、以下に掲げる事業です。

- （１）補助事業期間に創業に至る事業
- （２）風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業のほか、農林漁業、金融保険、娯楽、医療、学校、土業等以外の事業
- （３）フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものでない事業
- （４）地域の風紀を著しく害することがない事業

4. 補助事業期間

この補助金の補助事業期間は、交付決定日から最長で令和9年3月31日までです。

ただし、2. 補助対象者（２）ただし書に該当する者の補助金の補助事業期間は、創業の準備に着手した日から補助対象事業を開始した日までです（上限6か月）。

5. 補助対象経費

補助対象事業の実施のための初期費用（増改築費、設備・備品費、広告宣伝費、試作費等）が対象です。

（注意点）

- ・契約書、領収書等により内容・金額・支払い等が確認できる経費が対象
- ・創業後の営業に関する経費は対象外
- ・補助事業期間前に契約・発注した経費は対象外
- ・消費税及び地方消費税、その他市長が不相当と認める経費は対象外

[補助対象経費・補助対象外経費]

例 示

1. 増改築費

【対象経費】

- ・店舗・事務所の外装・内装工事費用
- ※住宅兼店舗・事務所の場合、店舗・事務所専用部分の費用のみが対象

【対象外経費】

- ・不動産購入費
- ・補助事業期間前に契約・発注した増改築費 等

2. 設備・備品費

【対象経費】

- ・機械装置・工具・器具・備品の購入費・改良費・修繕費
 - ・事業に使用する車両の購入費（配達用・運送用など）
- ※中古品も可

【対象外経費】

- ・汎用性が高く、事業に使用すると特定できない車両等の購入費
- ・補助事業期間前に契約・発注した設備・備品費
- ・創業後に使用する消耗品費 等

3. 広告宣伝費

【対象経費】

- ・パンフレット・チラシ等印刷費
- ・ホームページ開設費

【対象外経費】

- ・切手購入費 等

4. 試作費

【対象経費】

- ・試供品・サンプル品の製作費
- ※原則、補助事業期間内に使い切ること

【対象外経費】

- ・創業後の営業のための原材料仕入れ・商品仕入れの費用 等

5. その他

【対象経費】

- ・司法書士・行政書士等への書類作成費用
- ※印紙・登録免許税・定款認証料を除く

【対象外経費】

- ・創業後の営業に関する経費
- ・公租公課（消費税等）
- ・光熱水費、通信費
- ・賃借料
- ・人件費 等

6. 他補助金との併用

(1) 「見附市まちなか賑わい事業支援補助金（空き店舗活用支援事業）」との併用
併用が可能です。

ただし、併用する場合は、一方の補助金の補助対象経費を除いた額が、もう一方の補助金の補助対象経費となります。

(2) その他の補助金との併用

併用が可能です。

ただし、併用する場合は、その他の補助金の補助対象経費を除いた額が、この補助金の補助対象経費となります。

また、その他の補助金での併用については、その補助金の制度を必ずご確認ください。

7. 補助金の額

補助事業の区分に応じて、補助金の額が決まります。

(1) 起業創業事業

補助対象経費の2分の1以内で、以下の額を上限とします。

一般枠：50万円

シニア枠：30万円

シニア枠 対象：55歳以上

シニア枠は一般枠より易しい審査基準としています。

55歳以上の人は、一般枠とシニア枠のどちらを申請するか選択できます。

(2) 空き店舗活用起業創業事業

補助対象経費の2分の1以内で、上限100万円

●対象事業 見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱の第3条第1号のウに定めるエリア以外で、空き店舗を借り上げ、または取得した場所で、日本標準産業分類の中分類に定める「56各種商品小売業」、「57織物・衣服・身の回り品小売業」、「58飲食料品小売業」、「76飲食店」のいずれかを営む事業。

8. 申請手続き

(1) 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月13日（水）

(2) 提出書類

No.	書類名	備考
1	見附市起業創業支援事業補助金交付申請書 (別記第1号様式)	
2	見附市起業創業支援事業計画書(別記第3号 様式)	申請前に見附商工会からの指導が必要です。
3	創業に伴う確認書(別記第2号様式)	2の事業計画書を見附商工会が確認し、内容に 問題がなければ発行されます。
4	納税証明書	
5	見積書・カタログ等	商品名・品目等が項目ごとに明記されていること。 「工事一式」等、具体的な内容が分からない 書類は不可とします。
6	その他参考資料	

9. 補助金の交付決定

外部の審査員を交えた審査会を開催し、補助金の交付を決定・通知します。交付決定は令和8年6月上旬を予定しています。

【審査会】

- 日時
令和8年5月下旬（予定）
- 審査方法
申請者からのプレゼンテーション
- 評価の着眼点
 - ①将来性：創業後も継続してビジネスを続けられそうか
 - ②新規性：新しい視点・工夫が含まれているか
 - ③具体性：事業計画が具体的で、数値に根拠があるか
 - ④地域性：地域の魅力を高め、地域経済の活性化になるか
 - ⑤実現性：十分な知識・経験があり、準備が整っているか

10. 補助金の交付

補助対象事業の完了後（2. 補助対象者（2）ただし書に該当する者は、補助金の交付決定の日から30日以内）、実績報告書を提出していただき、事業内容と経費内容の確認により交付額を確定し、精算払いとなります。

（1）提出書類

No.	書類名	備考
1	実績報告書（別記第7号様式）	
2	収支決算書（別紙）	
3	発注書、契約書等	・発注書 ・契約書 ・注文先からの注文請書 ・ECサイト等の取引画面 ・メール等での注文記録 等
4	納品書・完了書	・納品書 ・完了書 ・ECサイト等から取得した納品完了画面 等
5	請求書	・請求書 ・ECサイト等から取得した請求画面 等
6	領収書等	・領収書 ・振込明細書 等
7	事業実施内容が分かる写真・資料・その他成果物 等	・店舗の増改築等は、「工事前」と「工事後」の写真をそれぞれ提出すること。 ・導入設備の写真、チラシ、作成したホームページの全ページ 等
8	開業届または法人登記簿 等	・開業時期を確認できる資料を提出してください。
9	口座振込届出書	
10	通帳の写し等	口座振込届出書に記入した振込口座情報が確認できる書類

（2）事業状況報告

補助対象事業の開始から3年間、事業の状況を報告していただきます。